

神戸市都市公園条例施行規則の一部改正（案）について（概要）

1. 改正の趣旨

神戸市都市公園条例施行規則は昭和33年3月31日に制定され、令和7年6月10日に最終改正がされていますが、この度、許可にかかる申請書の提出期限変更、許可証の様式廃止、届出の様式追加をはじめとする書式の整理を行います。

また、使用料の減免額や減免理由等について、より柔軟な対応ができるように改正いたします。

2. 改正項目

- (1) 第2条第2項 許可に係る申請書の提出期限の変更
- (2) 第3条の条文を削除 許可証の様式の廃止
- (3) 第4条の条文を追加 「工事着手・完了届」、「廃止届」の届出様式の追加
- (4) 第5条第1項第2号 有料公園施設の供用日の変更
- (5) 第8条第1項第3号 使用料の減免理由
- (6) 第9条第1項第2号、第3号 使用料の減免額

3. 改正案の概要

- (1) 第2条第2項 許可に係る申請書の提出期限の変更

これまで当該行為の日の前3月以内に提出することとしていたところ、都心にある磯上公園、東遊園地及び震災復興記念公園については、大規模イベントも多く、事前準備に時間がかかり、事業者等から提出期限の延長の要望があったため、「3月以内（磯上公園、東遊園地及び震災復興記念公園にあつては、6月以内）」に変更いたします。

- (2) 第3条の条文を削除 許可証の様式の廃止

本市の発する書類の書式であるため、別に定めることとし、規則の条文から削除します。

- (3) 第4条 届け出様式の追加

届け出頻度が多いものについて、標準様式を追加します。

- ・条例第22条第1号に基づく工事着手・完了届（様式第5号の7）
- ・条例第22条第2号に基づく廃止届（様式第5号の8）

- (4) 第5条第1項第2号 有料公園施設の供用日の変更

苔谷公園について、例年12月28日を休館日としており、公報にて休館の公告を行っていることから、供用日を「1月4日から12月28日まで」としていたところを「1月4日から12月27日まで」に変更いたします。

(5) 第8条第1項第3号 使用料の減免理由

使用料の減免をする場合についての表現を条例と合わせて、「市長が特別の理由があると認めた場合」から「市長が必要があると認めた場合」に変更いたします。

(6) 第9条第1項第2号、第3号 使用料の減免額

使用料の減免額についての表現を運用緩和のため、「全額ないし3分の1」「全額又は2分の1以下」から「全額又は一部」に変更いたします。

4. 施行予定日

令和8年4月1日